

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、まちなか居住の推進に向けて、町家の居住環境及び地区防災の向上を図り、市民が町家に末長く住み続けることができるようにするため、町家のリフォーム工事及び建替え工事に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町家 雁木通りに接している住宅（集合住宅及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。
- (2) 子育て世帯 補助金の申請日において満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯をいう。
- (3) 移住者 県外から当市に転入しようとする人又は補助金の申請日前2年以内に県外から当市に転入した人をいう。
- (4) 空き家 町家であって、補助金の申請日前1年以内に空き家マッチング制度又は空き家情報バンクにより補助対象者が取得した建物をいう。
- (5) 空き家マッチング制度 まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。
- (6) 空き家情報バンク 本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成28年5月2日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和4年10月4日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。
- (7) まちなか居住推進地区 上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和4年4月1日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。
- (8) 補助対象区域 高田区内のまちなか居住推進地区の区域をいう。
- (9) 施工業者 次のいずれかに該当する住宅関連業者で、町家のリフォーム工事又は建替え工事を施工するものをいう。

ア 市の区域内に本社（個人事業主にあつては、主たる事業所。イにおいて同じ。）を有する住宅関連業者

イ 市の区域外に本社を有する住宅関連業者で、当該住宅の建築の際に工事を施工したもの（元請業者に限る。）

(10) 市補助負担額 別表（隣家の外壁復旧工事を除く。）の規定により算出した額をいう。

(11) 上限額算定例規 次に掲げる規則及び要綱をいう。

ア 上越市移住定住応援住宅取得費補助金交付規則（令和３年上越市規則第２０号）

イ 上越市雁木整備事業補助金交付要綱（平成１６年４月１日実施）

ウ 上越市空き家定住促進利活用補助金交付要綱（平成２９年４月１日実施）

エ 上越市定住促進生家等利活用補助金交付要綱（平成３０年４月１日実施）

オ 上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱（令和４年４月１日実施）

（補助対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象区域内に町家を所有していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 補助金交付後、１０年以上居住する意思を有すること。
- (4) 補助対象区域内の町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。

（補助対象事業）

第４条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工業者に発注して実施するリフォーム工事及び建替え工事のうち、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表中欄のいずれかに該当する工事とする。

２ 前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第５条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用から次に掲げる費用を減じて得た額とする。

- (1) 設計に要する費用
- (2) 外構工事に要する費用
- (3) 補助対象事業の実施に伴い購入する家電製品、家具等（設置に工事を伴わないもの及び軽微な工事で設置できるものに限る。）の購入費用

（補助金の額等）

第６条 補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表右欄に定める額

とする。

2 前項の規定にかかわらず、上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号）第2条第9号に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）を設置する場合にあっては、排水設備の設置に要する費用に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、30万円を限度とする。）を加算して得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、空き家のリフォーム工事又は解体工事を行う場合で、子育て世帯に属する人又は移住者にあっては、補助対象経費（リフォーム工事及び解体工事に限る。）から市補助負担額を減じた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下「県補助負担額」という。）を市補助負担額に加算するものとする。ただし、県補助負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 空き家のリフォーム工事 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

ア 移住者 100万円

イ 子育て世帯に属する人 110万円

ウ イに掲げる人のうち、移住者 120万円

(2) 空き家の解体工事 100万円

4 前項第1号の場合において、既に上限額算定例規に基づく補助金の決定を受けたときは、県補助負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、上限額算定例規により算定した県補助負担額の合計額を減じて得た額（移住者のうち、当該額が100万円を超える場合にあっては、100万円）を限度とする。

(1) 移住者 110万円

(2) 子育て世帯に属する人 110万円

(3) 第2号に掲げる人のうち、移住者 120万円

5 補助金の交付は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、次に定める回数を限度とする。

(1) リフォーム工事 一の町家につき1回

(2) 建替え工事 一の補助対象者につき1回

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、事業を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 誓約書（第２号様式）
- (3) 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し（移住者に限る。）
- (4) 住民票の写し（子育て世帯に属する人（次号に掲げる書類を提出する人を除く。）に限る。）
- (5) 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に属する人に限る。）
- (6) 資産証明書その他住宅の所有者が分かる資料
- (7) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (8) 施工内容が分かる図面等

２ 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付通知書（第３号様式）により通知するものとする。
却下
（変更申請等）

第８条 補助事業者は、前条の申請内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）事業内容変更承認申請書（第４号様式）に同条第１項に掲げる書類のうち変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

２ 前条第２項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。
（実績報告）

第９条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して２０日を経過する日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の３月１５日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真
（補助金の額の確定）

第１０条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）確定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第4号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第4号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

区分	補助対象工事	補助金の額等
1 リフォーム工事	次のうち、当該工事に要する費用が50万円以上のもの (1) 必須工事 耐震補強工事又は防火・耐火工事 (2) 任意工事 次の工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事 ア 住宅の一部の改築、増築又は減築工事 イ 外壁工事、屋根工事その他住宅の耐久性を高める工事 ウ バリアフリー化、システムキッチン、床暖房等の設置工事その他住宅の居住性を良好にするための工事 エ ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事その他住宅の衛生上必要な工事 オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める工事	次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 子育て世帯に属する人 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、130万円を限度とする。 (2) 子育て世帯以外の世帯に属する人 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。
2 建替え工事	新たに雁木付き町家又は雁木相当幅の通行人の歩行空間を確保した町家を建築するために当該敷地内に存する町家を解体する工事（以下「建物解体工事」という。）及び当該工事に伴う隣家の外壁復旧工事をいう。	次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 建物解体工事 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。 (2) 隣家の外壁復旧工事 補助対象

		経費に2分の1を乗じて得た額 （当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、一の壁面につき、25万円を限度とする。
--	--	--

第1号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所

氏 名

電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）の交付を申請します。

施 工 場 所	上越市
施 工 内 容	リフォーム工事（工事に要する費用が50万円以上のもの） ☒ 必須工事（次の①及び②のうち、該当する工事にレ点をつけ、工事の内容を記入してください。） ① ☐ 耐震補強工事（内容： ） ② ☐ 防火・耐火工事（内容： ） ☐ 任意工事（次の①から⑤のうち、必須工事とあわせて実施する工事にレ点をつけ、内容を記入してください。） ① 住宅の一部の ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 減築 （内容： ） ② ☐ 外壁工事 ☐ 屋根工事 ☐ その他住宅の耐久性を高める工事 （内容： ） ③ ☐ バリアフリー化工事 ☐ システムキッチン、床暖房等の設置工事 ☐ その他住宅の居住性を良好にするための工事 （内容： ） ④ ☐ ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事 ☐ その他住宅の衛生上必要な工事 （内容： ） ⑤ ☐ ①～④以外の工事 （内容： ）

第2号様式（第7条関係）

誓 約 書

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）の申請に当たり、関係法令及び上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

- (1) 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること。
- (2) 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること（団体を除く。）。
- (3) 補助金を暴力団の活動に使用しないこと。
- (4) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与しないこと。
- (5) 上記事項（(1)及び(2)を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還すること。

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者氏名

第3号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付 ^{決定}通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（町家の
と お り 決 定
リフォーム・建替え支援）の交付について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	交 付 決 定 額	円
	交 付 条 件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 3 上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替 え支援）交付要綱に従うこと。
却 下	理 由	

第4号様式（第8条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

施 工 場 所	上越市
変 更 内 容	
施 工 内 容 （ 変 更 後 ）	リフォーム工事（工事に要する費用が50万円以上のもの） ☒ 必須工事（次の①及び②のうち、該当する工事にレ点をつけ、工事の内容を記入してください。） ① ☐ 耐震補強工事（内容： ） ② ☐ 防火・耐火工事（内容： ） ☐ 任意工事（次の①から⑤のうち、必須工事とあわせて実施する工事にレ点をつけ、内容を記入してください。） ① 住宅の一部の ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 減築 （内容： ） ② ☐ 外壁工事 ☐ 屋根工事 ☐ その他住宅の耐久性を高める工事 （内容： ） ③ ☐ バリアフリー化工事 ☐ システムキッチン、床暖房等の設置工事 ☐ その他住宅の居住性を良好にするための工事 （内容： ）

	④ ☐ ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事 ☐ その他住宅の衛生上必要な工事 (内容：) ⑤ ☐ ①～④以外の工事 (内容：)			
	建替え工事 ☐ 建物解体工事 (解体面積：) ☐ 隣家の外壁復旧工事 (☐ 1面 ☐ 2面)			
事業費 (変更後)	円 (消費税を含む。) (うち補助対象経費 円)			
施工予定期間 (変更後)	年 月 日 から 年 月 日 まで			
事業収支 (変更後)	収 入		支 出	
	補助金交付額※	円	工事等に要する経費	円
	自己資金	円		
		円		
	合 計	円	合 計	円
添付書類 (変更事項に 関するもの)	☐ 位置図 ☐ 誓約書 (第2号様式) ☐ 資産証明書その他住宅の所有者が分かる資料 ☐ 補助対象事業に係る見積書の写し ☐ 施工内容が分かる図面等			

第5号様式（第9条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者（所有者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

施 工 場 所	上越市			
補 助 対 象 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日			
交 付 決 定 額	円			
事 業 費 清 算 内 訳	収 入		支 出	
	交 付 決 定 額	円	工事等に要する経費	円
	自 己 資 金	円		
		円		
	合 計	円	合 計	円
添 付 書 類	☐ 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し ☐ 補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真			

第6号様式（第10条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）確定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
-----------	---